

会津若松市公告第13号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するにあたり、入札参加者の公募を行うので公告する。

令和7年1月8日

会津若松市長 室井 照平

1	委託業務名	外国語指導助手派遣業務
2	委託業務場所	会津若松市内
3	業務の概要	会津若松市立学校における英語の外国語教育及び外国語活動について、外国語指導助手（以下「ALT」）を中学校区ごとに派遣する。（11名の配置を想定） ○ALTの主な業務は、次のとおり。 ・教育課程に基づく外国語教育や外国語活動を行う。 ・外国語科等の時間において、教員と連携したチームティーチングの実施 ・実用英語技能検定や英語弁論大会出場者へのスピーキング等の指導 ○派遣時数は、1学級あたり年30時間を基本とし、次のとおりとする。 （詳細については、別添仕様書のとおり）
4	業務期間	令和7年4月1日（火）から 令和10年3月31日（金）まで
5	予定価格	非公表 （契約締結後に公表）
6	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、次の①から⑫に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 入札参加申込受付締切日から入札時までにおいて、継続して会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。	
	② 登録内容	・本市の「一般委託業務」に業種登録のある者
	③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	④ 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
	⑤ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
	⑥ 労働者派遣事業の許可を受けていること。	
	⑦ 地方自治体（人口10万人以上の地方自治体）において、継続年数1年以上のALT派遣業務の受注実績があること。	
	⑧ 派遣するALTの半数以上が、地方自治体において、累積月数12か月以上のALT業務経験があること。	
	⑨ 派遣するALT全員が、社内または外部講師による日本語、日本文化理解、学校マナー、チームティーチング等の内容の研修を受講済みであること。	
	⑩ ALTを市立学校に安定して派遣できる体制を構築できること。	
	⑪ ALTが病気やケガ等の際に、代替のALTを派遣できるなどバックアップ体制を構築できること。	
	⑫ ALTの力量向上や資質向上につながる研修などの取組を実施できること。	
7	入札参加の申込	
	① 提出書類	・公募型指名競争入札参加申込書 ・外国語指導助手派遣業務提案書（別紙参照のこと）
	② 提出方法	指定様式（必須）により、下記の提出先に直接持参又は郵送で提出すること。
	③ 郵送方法	郵送の場合、一般書留又は簡易書留とする。
	④ 提出先	〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 会津若松市役所 学校教育課
	⑤ 入札参加申込期間	令和7年1月8日（水）から令和7年2月7日（金）まで上記の宛先に必着 （質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。）
	⑥ 入札参加申込書等入手方法	会津若松市ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp からダウンロード
8	仕様書等	
	① 閲覧場所	会津若松市ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	② 閲覧期間	令和7年2月7日（金）午後5時15分まで
9	仕様書等に対する質問	
	① 質問方法	本委託業務に関する質問は、指定の質問書により、FAX又はメールで送信すること。 なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松市役所学校教育課 電話番号 0242-39-1303 FAX番号 0242-39-1461 メールアドレス gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	③ 質問期限	令和7年2月5日（水）午後3時00分まで
	④ 質問に対する回答	質問書への回答は、後日すみやかに質問者にFAX又はメールで送付するとともに、市ウェブサイト上に掲載する。
10	指名業者の選定	
	① 指名業者の選定方法	入札参加申込者の資格要件の確認及び指名業者の選定は、会津若松市学校教育課において行う。
	② 結果通知日	令和7年2月25日（火）
	③ 指名通知等	入札参加資格要件を満たす者に対して公募型指名競争入札の指名通知をFAXで送付し、非指名業者には、指名されなかった理由を記した書面を送付する。

11	入札方法	
	① 提出書類	入札書
	② 入札（開札）日時	令和7年3月6日（木）午前10時00分
	③ 入札（開札）場所	会津若松市役所追手町第2庁舎1階 教育委員会室
12	入札回数	2回（2回の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。）
13	入札保証金	免除
14	入札の無効	① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
		② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
15	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
16	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
		① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合（会津若松市財務規則第105条第1項第2号該当）
		② 契約締結日から起算して当該契約期間の2倍を過ぎた期間に、国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（会津若松市財務規則第105条第1項第4号該当）
17	その他	① やむを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。
		② 会津若松市入札心得及び会津若松市公募型指名競争入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。
		③ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。